

米の安定供給等実現関係閣僚会議の開催について

令和 7 年 6 月 4 日
食料安定供給・農林水産業
基盤強化本部長決定

- 1 消費者に持続的に安心いただける価格で米を提供するとともに、生産性向上を通じた持続的な農業生産により米を安定的に供給するため、米の安定供給等実現関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、次のとおりとする。

議長 内閣総理大臣
副議長 内閣官房長官
農林水産大臣
構成員 総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
- 3 会議には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 4 会議の下に、米の安定供給等実現関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 5 会議及び幹事会の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。